

有限会社 へのせ電子
たばこ対策取組宣言



1. 建物内は禁煙とし、喫煙場所は屋外の定められた場所のみとします。
2. 喫煙者は喫煙マナーを守り、受動喫煙防止に努めます。
3. 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、社内報、ポスター掲示等により周知します。
4. 禁煙希望者には、禁煙治療に関する情報等を提供します。

令和5年11月1日



有限会社 へのせ電子
代表取締役 二瀬 武博